

# 公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2019年4月10日

独立行政法人 日本貿易振興機構  
副 理 事 長 赤 星 康

## 1. 調達内容

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 案件名      | 統合型マーケティング・コミュニケーションプランの<br>企画・立案・実施（緑茶、米国・カナダ） |
| (2) 調達案件の仕様等 | 公募説明書による。                                       |
| (3) 履行期間     | 契約締結日から2020年3月31日まで。                            |
| (4) 履行場所     | 公募説明書による。                                       |
| (5) 業務委託限度額  | 552,000,000円（税別）                                |
| (6) 採択者数     | 1件  |
| (7) 応募方法     |   |

- ①応募者は、公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。公募説明書で定める評価基準を基に採択者として決定する。
- ②応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 2. 応募資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 日本貿易振興機構の「競争参加資格に関する内規」第3条第1項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、平成31・32・33年度の業種区分「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
- (3) 上記2. (2) の資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構の競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。  
申請方法：2019年4月25日（木）17時00分までに、申請書類を日本貿易振興機構の競争参加資格登録デスクまで提出するとともに、本案件への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は7. (5)に記載のとおり。  
審査の結果は2019年4月26日（金）17時00分までに同デスクより連絡する。
- (4) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。また、農林水産省の機関からの指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 本委託業務を1法人で実施することができない場合、コンソーシアムを構成することは可能である。ただしその場合、全法人が上記(1)から(4)の条件を満たしていること。なお、日本貿

易振興機構との契約はコンソーシアム構成者全法人と締結するが、日本貿易振興機構との連絡窓口、日本貿易振興機構からの支払等は主幹事法人のみとする。同主幹事法人は予めその他の法人と業務分担等の条件を示す書面（協定書等）を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。

### 3. 応募書類の提出場所等

#### (1) 応募書類の提出先、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先

日本貿易振興機構 日本食品海外プロモーションセンター  
海外プロモーション事業課 担当 遠藤、武田  
〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階  
TEL:03-3582-8345 FAX:03-3582-6310

#### (2) 公募説明書の交付方法

本公告の日から上記3. (1) 及び公募説明会にて交付。

#### (3) 公募説明会の日時及び場所

2019年4月19日（金）15時30分  
日本貿易振興機構 本部（東京）5E会議室（5階）

#### (4) 質問の受付

- ①質問の受付方法：Eメール E-mail: JFB@jetro.go.jp
- ②質問の受付期間：公募説明会終了時から2019年5月8日（水）17時00分まで
- ③質問の回答方法：Eメール（公募説明書を受領した者全員に回答する）
- ④質問の回答期限：2019年5月10日（金）17時00分

#### (5) 応募書類の受領期限

2019年5月21日（火）12時00分（郵送の場合は必着のこと。）  
※上記3. (1) まで持参または郵送すること。  
※郵送の場合は書留郵便等配達記録が残るものに限る。  
※FAXやE-mail等での提出は受け付けない。  
※提出書類は返却しない。

#### (6) プレゼンテーションの日時及び場所

2019年5月23日（木）9時00分～17時00分（予定）  
2019年5月24日（金）9時00分～17時00分（予定）  
日本貿易振興機構 本部（東京）会議室（会議室名は後日連絡）  
※プレゼンテーションの順番は、応募書類の受取順をもって決定する。  
※プレゼンテーションは上記時間帯のうち、日本貿易振興機構が定める45分間（予定）とする。

#### (7) 採択結果通知

2019年6月上旬（予定）に書面にて通知する。

### 4. 採択者の決定方法

次の要件をともに満たしている応募者のうち、評価点の計算によって得られた数値の最も高いものを採択者とする。

- ① 公募説明書で定める「評価基準書」に記載された要件のうち、必須とされた項目を全て満たして

いること。

② 支出計画書による見積価格が業務委託限度額の範囲内であること。

## 5. 応募者に求められる義務

応募者は、提案書を作成し、これを日本貿易振興機構の競争参加資格を有することを証明する書類の写し（申請中の場合は申請書の写し）又は全省庁統一資格の審査結果通知書の写し等とともに応募書類の受領期限までに提出しなければならない。なお、全省庁統一資格をもって公募に参加し採択者となった場合は、日本貿易振興機構の競争参加資格に登録するものとする。

## 6. 応募の無効

本公告に示した応募資格のない者による応募及び応募に関する条件に違反した応募。

## 7. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 応募者に要求される事項 応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 詳細は公募説明書による。
- (5) 競争参加資格に関する問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階

日本貿易振興機構 競争参加資格登録デスク（オフィスサプライセンター内）

TEL：03-3582-4955 FAX：03-3505-6579 E-mail：[touroku@jetro.go.jp](mailto:touroku@jetro.go.jp)

なお、申請要領及び申請書フォーマットは日本貿易振興機構のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

## （2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

## （3）当機構に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

## （4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）